

鳥取大学研究成果リポジトリ設置要項

情報委員会

平成20年4月1日

(目的)

第1条 鳥取大学で行われる学術研究・教育活動によって創造された論文等の成果物を電子的手段により蓄積・整理・保存し、学内外に無償で公開することにより本学の教育研究の活性化及び学術情報の流通を促進させるため、鳥取大学研究成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）を置く。

(運営)

第2条 リポジトリの運営に必要な事項は、鳥取大学情報委員会規則（鳥大規則第81号）第2条の定めにより情報委員会の下に専門委員会を設置し、その議を経てIT担当副学長（以下「副学長」という。）が定める。

- (1) 専門委員会の設置について必要な事項は、別に定める。
- (2) リポジトリに登録するコンテンツの収集並びに広報は、研究・国際協力部及び学術情報部が協力して行う。
- (3) コンテンツの蓄積・整理・保存及び公開に関わる業務は、図書館情報課が主として行う。
- (4) リポジトリを運用するハードウェア及び運用に必要なソフトウェアの管理業務は、総合メディア基盤センターが主として行う。

(登録資格者)

第3条 リポジトリにコンテンツを登録できる者（以下「登録資格者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍するまたは、在籍したことがある職員及び指導教員が推薦する学生。
- (2) その他、副学長が認めた者。

(登録)

第4条 登録については次のとおりとする。

- (1) 登録資格者は、登録システムを通じて、自らが作成した若しくは作成に関わったコンテンツを登録する場合は、（別紙1）「鳥取大学研究成果リポジトリ登録者申請書」（以下「登録者申請書」という）を副学長に提出し、登録システムのユーザーID及びパスワードの発行を受けることとする。
- (2) 登録資格者以外の者が代理で登録する場合は、第5条による。

(代理登録)

第5条 著作者以外による登録（以下「代理登録」という。）については以下のとき認めるものとする。

- (1) 大学が登録資格者の著作物を登録資格者に代わって登録するとき。
- (2) 大学が著作権処理済のコンテンツを登録するとき。
- (3) その他、副学長が認めた者が登録するとき。

二 大学が登録資格者に代わって登録をする場合に登録資格者は、（別紙2）「鳥取大学研究成果リポジトリ登録承諾書」（以下「登録承諾書」という）を副学長に提出しなければならない。

三 登録承諾書は、学術情報部図書館情報課が取りまとめる。

(登録要件)

第6条 リポジトリに登録できるコンテンツ（以下「登録コンテンツ」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 教育研究活動により創造された学術的な成果物等であること。
- (2) 登録資格者が主たる創造者であり、登録コンテンツに関係する全ての著作権者の許諾を得たものであること。
- (3) 公開に当たり、法令・判例、鳥取大学就業規則等の本学規定及び公序良俗に反しないこと。
- (4) 原則として電子的フォーマットで作成されていること。
- (5) ネットワークを通して安全に公開できること。

なお、これらの要件を満たさない場合は、その旨、登録資格者に通知するものとする。

(サービス要件)

第7条 登録コンテンツを公開するに当たっては、次の要件を満たすものとする。

- (1) 提供されたコンテンツ（以下「提供コンテンツ」という。）の全文の複製、または全文を掲載したデータベースとのリンクを提供することを原則とし、複製物またはリンクしたデータ並びに書誌データを公開すること。
- (2) 私的利用のためのダウンロード、複製、引用等の著作権法で定める範囲内での利用を許諾すること。

(著作権者からの利用許諾)

第8条 リポジトリへの登録は、以下の各項の事項をもって許諾されたものとする。

- (1) 登録資格者自らが登録する場合においては、その行為をもって許諾が行われたものとする。
- (2) 提供コンテンツの著作権が登録者のみに帰属する場合の代理登録は、「登録承諾書」をもって許諾が行われたものとする。
- (3) 提供コンテンツの著作権者が発表の際に電子的な公開に対して許諾の方針を示している場合は、登録に対する許諾が行われたものとする。

(他の著作権者からの利用許諾)

第9条 登録資格者以外にも著作権を有するものがある場合、以下の各項の事項をもって許諾されたものとする。

- (1) 提供コンテンツの著作権が複数の者に帰属する場合または登録資格者以外に帰属する場合、登録資格者は他の著作権者に対し、第5条及び第6条で定める要件を予め告知し、許諾を得ておくものとする。
- (2) 担当部局等において登録する場合は、「登録承諾書」を副学長に提出することにより著作権者から同意を得ているものとする。なお、全ての著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合はこれを要しない。

(登録コンテンツの変更及び削除)

第10条 登録を行った者（以下「登録者」という。）が登録コンテンツの変更及び削除等を希望する場合、登録者は副学長に申請するものとする。

第11条 登録コンテンツに不適切な事実があると認めた場合、副学長は登録者にその旨通知するものとする。

第12条 第10条及び第11条に掲げた手続きが執られた場合、副学長は情報委員会の議を経て、登録コンテンツの変更或いは削除について必要な措置を講ずることができるものとする。

(免責事項)

第13条 登録コンテンツに関し係争が生じた場合、登録者及び著作権者が誠実に解決するものとする。

(その他)

第14条 本設置要項に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

(附則)

本設置要項は、平成20年 4月 1日から施行する。